

## 米子市掲示第31号

### 公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和3年7月30日

米子市長 伊 木 隆 司

- 1 プロポーザルの概要
  - (1) プロポーザルの内容  
米子市津波ハザードマップ更新事業に係る企画の提案
  - (2) 対象となる業務名  
米子市津波ハザードマップ更新事業
  - (3) 業務の委託期間  
契約日から令和3年12月28日まで
- 2 参加資格  
本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
  - (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - (3) 提案書類提出日に、米子市入札参加有資格業者の指名停止措置を受けていない者
  - (4) 鳥取県米子市暴力団排除条例（平成23年米子市条例第21号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又これらと密接な関係者でないこと。
  - (5) 平成28年4月1日以降に、地方公共団体のハザードマップの導入実績（元請に限る。）があること。
- 3 審査  
参加申込者が提出した企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。
- 4 最優秀案等の選定  
審査の結果に基づき、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定された提案のうち、最高点を得たものを、最優秀案として選定する。  
なお、審査の結果によっては、優秀案又は最優秀案を選定しない場合がある。
- 5 手続き等
  - (1) 担当部局  
郵便番号683-8686 米子市加茂町一丁目1番地  
米子市総務部防災安全課（電話0859-23-5337）
  - (2) 米子市津波ハザードマップ更新事業プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という）  
実施要領は、令和3年7月29日（木）から令和3年8月5日（木）までの間に、米子市ホームページ（<http://www.city.yonago.lg.jp>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。
    - ア 交付期間  
令和3年7月29日（木）から令和3年8月5日（木）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
    - イ 交付場所  
(1)に同じ。
  - (3) 参加表明書等の提出
    - ア 提出方法  
本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づく参加表明書兼誓約書

及び役員調書兼照会承諾書を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとする。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和3年8月23日(月)午前10時

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

実施要領に基づき企画提案書等を作成し、これを持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出期限

令和3年8月30日(月)午前10時

6 契約の締結

4により最優秀案として選定された提案の提案者と契約締結の交渉を行う。

なお、当該交渉が不調をなった場合は、4により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。

7 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、実施要領によるものとする。